○国家公安委員会規則第十六号

道路交通法の一部を改正する法律 (令和四年法律第三十二号) の一部及び道路交通法の一部を改正する法

律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (令和六年政令第三百三十五号) 0) 施行

に伴 V) 並びに関係法令の規定に基づき、 道路交通法の一 部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委

令和六年十一月一日

員会規則の整

備に関う

する規則を次のように定める。

国家公安委員会委員長 坂井 学

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

(指定講習機関に関する規則の一部改正)

第一条 指定 講習機関に関する規則 (平成二年国家公安委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

	備考 表中の [] の記載は注記である。
2 [同上]	2 [略]
[三~五 同上]	[三~五 略]
	いう。)の番号 - た免許情報記録(同条第二項第一号に規定する免許情報記録を
	情報記録個人番号カードをいう。)に記録
号	号又は免許情報記録個人番号カード(法第九十五条の二第四項
っては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番	っては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番
二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあ	二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあ
一 [同上]	一 [略]
なければならない。	なければならない。
第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し	第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し
(帳簿)	(帳簿)
改正前	改正後

(技能検定員審査等に関する規則の一部改正)

第二条 技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第三号) の一部を次のように改正す

る。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許	三 技能検定員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中	員資格者証(大型)	記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定	免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報	二 技能検定員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る	免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード	転免許証(以下「免許証」という。)又は当該免許に係る特定	免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。)に係る運	審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転	一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該	るために必要な措置を受けなければならない。	二第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。)を確認す	記録個人番号カードに記録された特定免許情報(法第九十五条の	号カードをいう。以下同じ。)を提示したときは、当該免許情報	カード(法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番	しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号	検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示	記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能	第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別	(技能検定員審査の申請)	改 正 後	
型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定	三 技能検定員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中		大型)	免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証(二 技能検定員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る		転免許証(以下「免許証」という。)	免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。)に係る運	審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転	一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該						しなければならない。	検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示	記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能	第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別	(技能検定員審査の申請)	改正前	

情 報 が 記 録さ れた免許 情報記 録個人番号カード及び第七条第

項 \mathcal{O} 表に規定する技能検定員資格者証 (中型)

几 自 該 技能検定員審査 動 免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個 車第二種 免許 又は普通自動車 (普通二種) 第二種免許に係る免許証又は 大型自動車第二種免許、 人番 中 型

号カード 及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証

普 通

2 略

(教習指導員審査の申請

第十一条 習 別記様式第一 指 導員審査の種類に応じ、 教習指導員審査を受けようとする者は、 号の審査申請書を提出し、 それぞれ当該各号に定める書類を提 及び次の各号に掲げる教 公安委員会に、

示しなければならな \ \ \ この 場合にお 1 て 免許情報記録 個 人番

号力ー 記 録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなけ K を提示したときは、 当該免許情報記録個 人番号カー K に

ればならない。

当 T該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査

る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が 記録された免許情

報記録個 人番号カード

免許 教習指導員審查 証 又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報 (大型二種) 大型自動車 第二種免許に係る

記 録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指

導員資格者証

(大型

する技能検定員資格者証 (中型)

技能検定員 審査 (普 通 二種) 大型自 第二種免許に係る免許証及び 動 車 第 二種 免許、 中

型

兀

自

動

車

第二種免許又は普通自動車

第七条第 項 Ô 表に規定する技能検定員資格者証 (普通)

同 上

2

、教習指導員審査 0 申 -請)

第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、

別記様式第一 号の審査申請書を提出し、 及び次の各号に掲げる教 公安委員会に、

習指導員 審査 $\overline{\mathcal{O}}$ 種類に応じ、 それぞれ当該各号に定める書類を提

示 なければならない。

当 る免許証 該 前 条第 審査に用 項 第一 いられる自動車を運転することができる免許に係 号から第八号までに掲げる教習指 導員審 査

免 (大型) 許証及び 教習指導員審査 第十五 条第 (大型二種) 項の表に規定する教習指導員資格者 大型自動車第二種免許に係 証

2 [略]	証(普通)	号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者	当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番	自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は	四 教習指導員審査(普通二種) 大型自動車第二種免許、中型	一項の表に規定する教習指導員資格者証(中型)	情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第	型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許	三 教習指導員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中
2 [同上]			第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)	自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び	四 教習指導員審査(普通二種) 大型自動車第二種免許、中型		定する教習指導員資格者証(中型)	型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規	三 教習指導員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中

考
表中の
ш
\mathcal{O}
記載は、
注記
で
あ
る。

備

別記様式第1号 (第3条及び第11条関係)

※受	理至	F月	日	年	月	日
※受	理	番	号			

技能検定員 教習指導員審査申請書

年 月 日

公安委員会 殿

技能教育	能検定員 習指導員審査の科	大型・中型・ ・大型二種・	準中型・普通・大特・プ 中型二種・普通二種	大自二・普自二・けん引
	本籍・国籍			
申	住 所			
請	ふりがな	- TTD TANKE (* 14.87/T 1480) TANKE (* 17.00)		写 真
者	氏 名 生年月日	年 月	日生	
	A SH SY	免許証番号	第	号
	免 許 証	有効期間の末日	年	月日
現に	免許情報記録	免許情報記録 番 号	第	号
受け	光計門報品與	有効期間の末日	年	月日
てい		大 自 二	普 自 二	年 月 日
る	免許年月日	そ の 他		年 月 日
免	種 類		大中準普大力	大 普 け 大 中 普
許		免許の種類	中	
	免許の条件		型型型通特	二 二 引 二 二 二

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第3条及び第11条関係)

※受理年月日	年	月	日
※受理番号			

技能検定員 審査申請書 教習指導員

年 月 日

公安委員会 殿

		公女安贝。	II MX										
技制教育	能検定員 習指導員審査の程	大型 ・大型	・中型・ 型二種・						大自	二・音	自二	- lt	ん引
nets.	本籍・国籍												
申	住 所												
請	ふりがな				War Stan	New York		159/55		-	写	與	
者	氏 名 生年月日	4	F 月		日生								
現	交付公安委員会							4	安	委員	会	į	
に受	交付年月日・ 番 号	年	月日	すの	S. Carl	期間	2		年	月	E	1	
17	免許証番号	第	_						3	뮹			
てい	A * 4 P D	大自二	普自	=			年)	F)	日			
る	免許年月日 種 類	その他				年	£	月	日	Ž.			
免		免許の種類	大型「	蟶	學型	普通	大特	炬	鮔	け引	大二	中二	普二
許	免許の条件		250 996					0			Vie	10	

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正)

運転免許に係る講習等に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第四号) の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定 (以下「対象規定」という。) は、 その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正 一後欄 に 掲 げ

るものの ように改め、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを加える。

規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特 2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会	規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会
とする。	当することとならないものとする。
項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの	号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該
誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同	了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各
とする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の	有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満
効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けよう	いう。)又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の
下この項において「特別特定失効者」という。)又は特別特定失	こととならないもの(以下この項において「特別特定失効者」と
規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以	める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当する
令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の	誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定
有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を	である者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の
を除く。)を受けていた期間が五年以上である者であって、当該	下「仮免許」という。)を除く。)を受けていた期間が五年以上
日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。)	免許証等の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以
かった者を除く。)のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末	を受けることができなかった者を除く。)のうち当該免許に係る
下「免許証」という。)の有効期間の更新を受けることができな	項の規定による免許証等をいう。以下同じ。)の有効期間の更新
第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証(以	号に規定するやむを得ない理由により免許証等(法第百一条第一
失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条	ら起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一
定失効者(その者の免許が法第百五条第一項の規定により効力を	定失効者(その者の免許が法第百五条の規定により失効した日か
規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特	規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特
第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会	第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会
(府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者)	(府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者等)
改正前	改 正 後

効期間 第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同 る特別失効者を除く。 定失効者 定 を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。 が満了する日 (法第九 十 五 · の 直 条の であって、 前 六第 のその者 項 当該免許に係る免許証 の誕生日の \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 備考 四十日 0) 1 (4) に 前 \mathcal{O} 監等の有 項の 日 規 を令 定す 規

一 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

のであること。 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるも

(令第四十三条第一項の国家公安委員会規則で定める者等)

第八条 府 規則で定める令第 令第三十 令第四· 八条第十 十三条第 三十三条の七第 項第 項の 号ただし書に規定する申出をした者 表講習手数料の 項 の基準に該当しない 項 0 国家公安委員会 · 者は、

2 で定める装置 令第四 十三 一条第 は 府令第三十三条第五項第 項 0 表講習手数料 (T) 項 0 一号ホに規定する運転 玉 家 公安委員 会規則

とする。

シミュレーターとする

準に該当することとなるものとする 当該各号に定め 前 免 定失効者 であっ のその者の 許 証 0 有効期 て、 (法第九 誕生日の 当 る日 T該免許 別間の更 十二条の とみ 四十日 に係る免許証 (新を受けることができなかった者を除く。 なし て同 第 前の日を令第三十三条の七第二項 項 項 0 の有効期間が満了する日 0 規定を適用すると同 表 0 備 考 0 1 に規定する 0) 0) 基 直

[項を加える。]

第八条 2 する講習は、 で定める違反者講習は ŋ 規則で定める令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対 (令第四十三条第一 令第四 行われる法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習とする。 欄に定める講習方法に係る違反者講習とする 令第四十三条第一 十三条第 府令第三十八条第十一 項 項 \hat{O} \hat{O} 府令第三十八条第十三項第1 表講習手数料 項 国家公安委員会規則で定める講習 \hat{O} 表講習手数 項 \mathcal{O} 第一号ただし書の規定によ 項 料 の国家公安委員会規則 \mathcal{O} 項の国家公安委員会 二号の表第

備考

(運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正)

第四条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成十二年国家公安委員会規則第四号) の一部を次の

ように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

[四〜七 略] [四〜七 略] [四〜七 略] [11〜3 略]	証する書面、同号ロ②及び③に該当しない者であることを誓れかの書面、第二条第一号ロ⑴に該当しない者であることを他の運転免許取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずているものを含む。)。以下この号において同じ。)、その	けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成される者にあっては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有す習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し(法第九十五証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない第五条 [略] (認定の申請) 改 正 後
[四~七 同上] [1)~3)同上]	びに運転免許証の写し	同号口(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並第二条第一号口(1)に該当しない者であることを証する書面、取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面、習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教	三 三 三 「同上」 同 上 同 二 一・二 同 二 一・二 同 二 一 一 一 一 に 同 上 二 に 同 に 一 に の に 。 に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない第五条 [同上] 改 正 前

備考	3
表	略
中の「	
の記載	
は注記	
記である。	
る。	
	3
	同
	上

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一 部改正)

第五条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 (平成十四年国家公安

委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

改正後	改正前
(帳簿等の備付け)	(帳簿等の備付け)
第十四条 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又	第十四条 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又
は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。	は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務	一 次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務
従事者(以下「運転代行業務従事者」という。)の名簿	従事者(以下「運転代行業務従事者」という。)の名簿
	イ [同上]
ロ 当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並び	ロ 当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並び
に当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日	に当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日
又は免許情報記録(道路交通法第九十五条の二第二項第一号	
に規定する免許情報記録をいう。)の番号及び有効期間の末	
目	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

第六条 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則 (令和四年国家公安委員

会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

程の種別 程の種別 程の種別 程の種別 という。)の番号並びに当該特例教習課規定する免許情報記録をいう。)の番号並びに当該特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日 しなければならない。	第六条 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載(帳簿) [三~八 略]	(指定の申請) (指定の申請) (指定の申請) (指定の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない の免許情報記録個人番号カード(法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード(法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第六条において同じ。 る免許情報記録個人番号カードをいう。第六条において同じ。 されているものを含む。))	改正後
、性別及び運転免許証の番号並びに当該特例教習課程の種別一、特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日しなければならない。	第六条 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載(帳簿) [三〜八 同上]	(指定の申請) (指定の申請) (指定の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない第二条 [同上] を受けた教習指導員資格者証及び運転免許証の写しを受けた教習指導員資格者証及び運転免許証の写し	改正前

備考	2
表中	略与四
0	略
 の	
記	
載は注記である。	
配であ	
る。	
	2
	同
	上四
	同 上 」

(地方警務官の利害関係者に関する規則の一部改正)

第七条 地方警務官の利害関係者に関する規則 (平成十二年国家公安委員会規則第七号) の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

	備考 表中の[]の記載は注記である。
(利害関係者から除く者) (利害関係者から除く者) (利害関係者から除く者) (利害関係者から除く者)	(利害関係者から除く者) (利害関係者から除く者) (利害関係者から除く者) (利害関係者から除く者)
改 正 前	改正後

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、 道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七

年三月二十四日)から施行する。

(技能検定員審査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の様式 (次項において 「旧様式」という。)により使用されている書類

は、 当分の間、 同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

2